家系図スタジオ　家系図資料

■家系図スタジオとは

　イワタ行政書士事務所が運営する家系図を作成するスタジオです。
Ｗｅｂサイト　http://kakeizu-studio.com/
イワタ行政書士事務所Ｗｅｂサイト
http://iwata-gyosei.com/

※　仕様・価格は予告なく変更することがあります。
　　受注時の仕様・価格により
　　家系図を作成いたしますのでご了承ください。

※　解らないことや疑問点は、電話、ＦＡＸ、Ｗｅｂサイトの「お問い合わせフォーム」などでお尋ねください。

イワタ行政書士事務所　行政書士　岩田和久
日本行政書士連合会　登録　第０８１９０１０３号
愛知県行政書士会　　登録　第４３８７号
出入国管理及び難民認定法　申請取次行政書士
４８３－８３７３愛知県江南市宮田町菖蒲池１７番地
電 話 ＆ FAX：０５８７－５７－１５１８
携 帯　電 話：090－6089－1166（SoftBank）
http://kakeizu-studio.com

家系図スタジオが作成する家系図の特徴

１．姓に限定した戸籍調査・家系図ではありません。

当スタジオでは、父方母方祖父母の姓に限定した戸籍調査ではなく、父方祖父の家系、父方祖母の家系、母方祖父の家系、母方祖母の家系毎に、養子縁組を含む取得可能な戸籍をすべて探索し家系図を作成します。

当スタジオでは、姓に関係なく、ご依頼の父方母方祖父母の個々の家系すべてを調査し、家系図を作成しております。

下の図は、Ａという姓の依頼者から５代前までの戸籍が取得できたことを前提として、父方祖父の家系を６代前までさかのぼった家系を単純に図式化したもので、父方祖父の姓に限定した場合の戸籍調査と姓に限定しない家系すべての戸籍調査を表現しています。判明するご先祖をピンク色で表現しています。　Ａ～Ｐは各ご先祖の姓（女性は旧姓）を表します。

実際の家系や戸籍調査はこの様に単純なものではありませんが、姓に限定した戸籍調査と家系すべてを戸籍調査した場合では、ご先祖の情報量が異なることが解ると思います。

なお、戸籍調査を５代前までさかのぼると１６の姓が登場します。

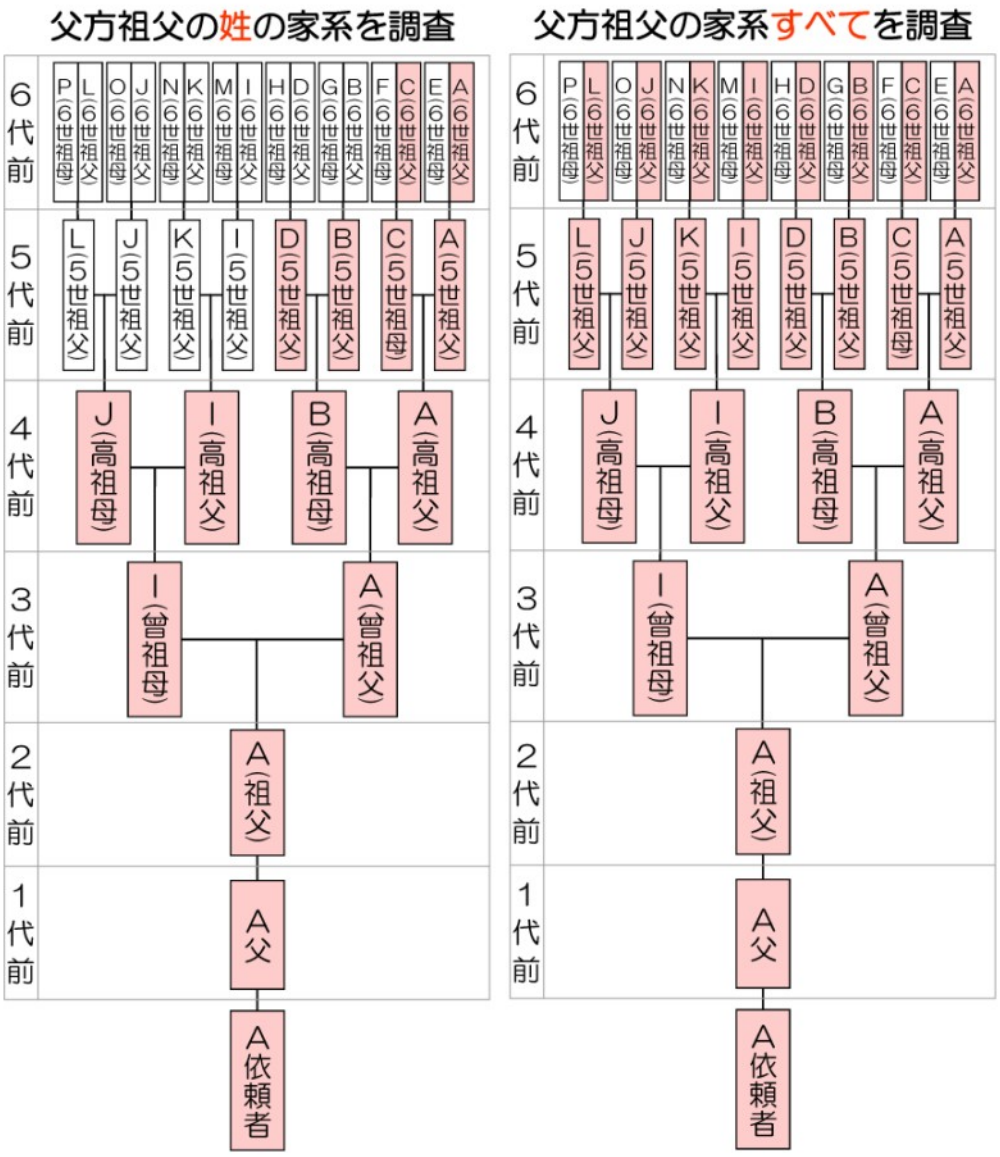

２．系図、年表、系譜を製本し、家系図セットを作成します。

下の図のように当スタジオでは「系図」「年表」「系譜」の３種類を【家系図アイテム】と呼び、戸籍調査ファイルやデータディスク、資料集などをファイルボックス又は桐箱に収納したものを【家系図セット】と呼びます。

【家系図アイテム】

「系図」は、一般に「家系図」と呼ばれるもので、ご先祖を系統的に図式したものです。

「年表」は、出生･死亡･婚姻などご先祖の出来事と世相を時系列に年表にしたものです。

「系譜」は、戸籍から判明するご先祖の情報を家族単位で編集したものです。

家系図アイテムの製本は、「系図＋年表」で１冊、「系譜」で１冊、合計２冊製本されますので、ご先祖のプロフィールである「系譜」を参照しながら、「系図」「年表」をご覧いただけます。

作成する家系図アイテムは、戸籍の収集量やご予算に応じて選択できます。

家系図アイテムの「系図」について

　系図は、一般的に家系図といわれるもので、ご先祖を系統的に図式したものです。　系図は直系の系図（直系図）と戸籍から判明した親族も含めた系図（親族図）を作成します。　（下のサンプルは親族図です。）

系図仕様：プリンター用長尺和紙　又は　プリンター用A3版和紙

記載内容：続柄、姓名、出生・死亡年月日、主な本籍（本籍は戸主、直系尊属等）

（名前と続柄だけの系図を作成する方が簡単なのですが、当事務所では上記内容を記述します。）

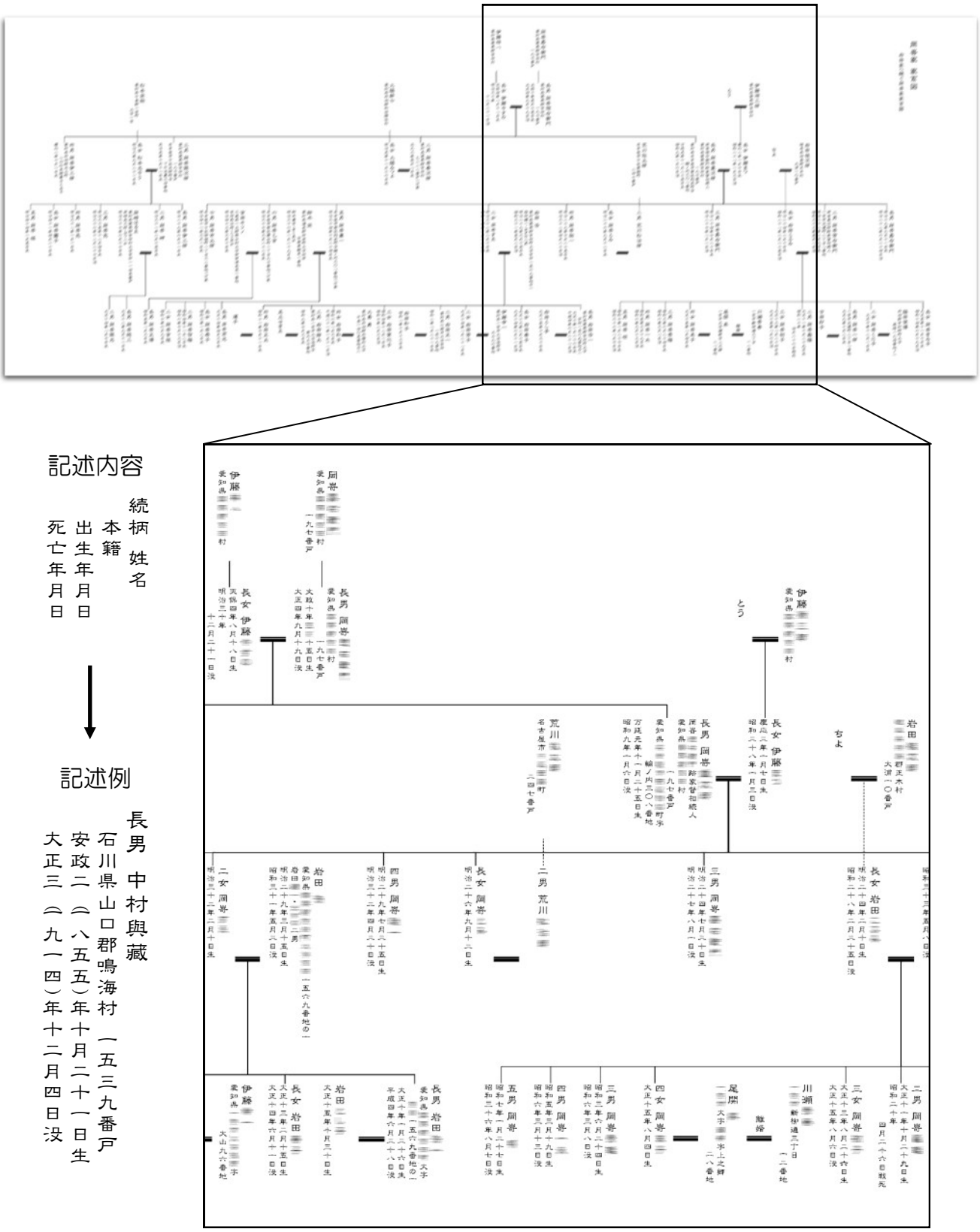

家系図アイテムの「年表」について

　出生・婚姻・死亡などご先祖の出来事とご先祖が生きていた時代の世相や出来事を時系列的に対比させた一覧表です。

年表仕様：プリンター用長尺和紙

記載内容：西暦、元号、干支、ご先祖の出来事(出生･婚姻･離婚･養子縁組･離縁･死亡など)、世相出来事

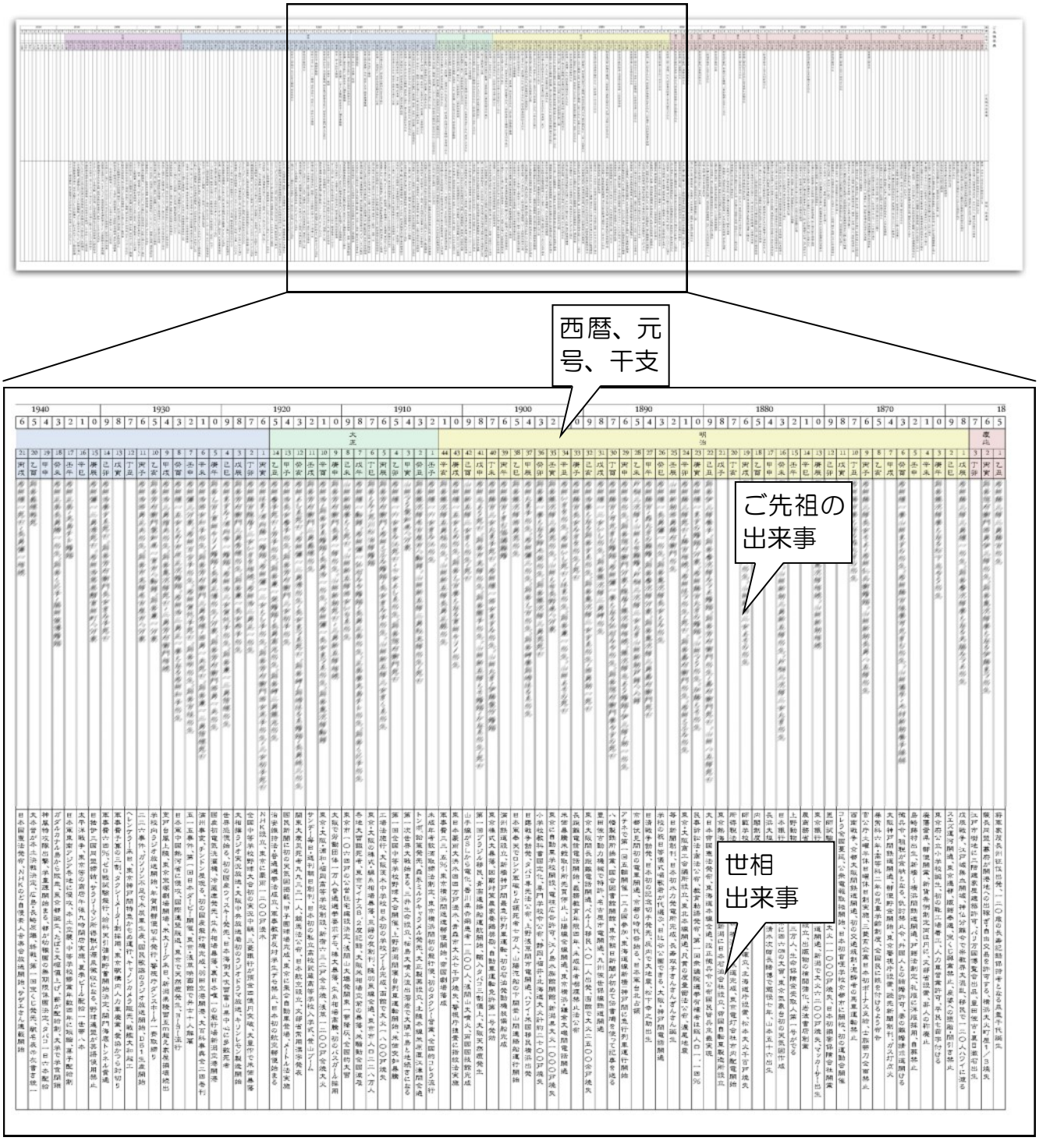

家系図アイテムの「系譜」について

読みにくい戸籍謄本を親子を家族単位として解りやすく整理記述したものです。

系譜仕様：プリンター用Ａ４版和紙（サンプルは見開いたページのイメージ図です。）

記載内容：本籍、父母、養父母、続柄、出生、転籍、結婚･離婚、養子縁組･離縁、死亡などの戸籍記載事項。　　出来事の元号、西暦、当時の年齢が表記されます。

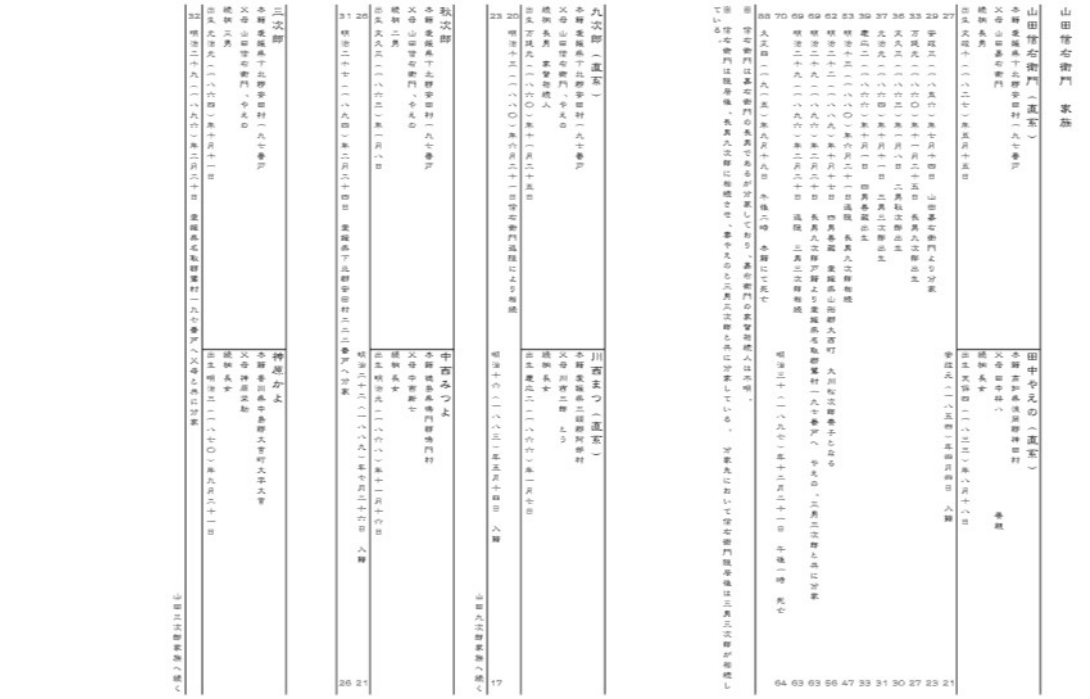

記述内容の概要

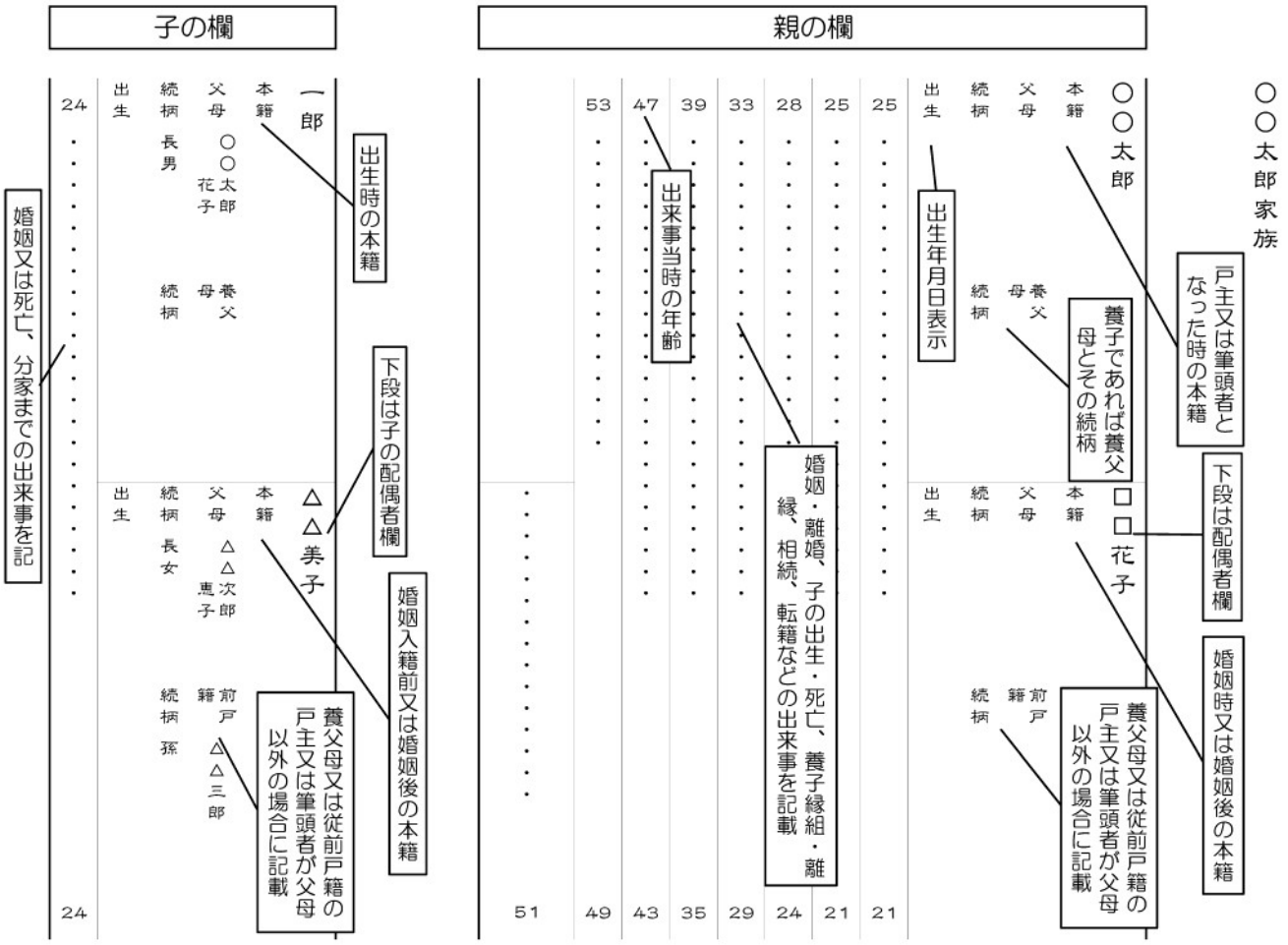

３．家系図セットの内容

① 戸籍調査ファイル
　ファイルボックス仕様はクリアポケットファイル収納
　桐箱仕様は和紙ファイル収納
② 家系図アイテム（系図＋年表で１冊、系譜で１冊　計２冊の製本）
　（戸籍の収集量やご予算により作成する家系図アイテム変更可能）
③ メモ用系図及び資料集

④ データディスク（家系図はWindows標準フォントでない隷書体で作成）

⑤ ファイルボックス　又は　桐箱　（選択）
　上記①～④をファイルボックス　又は　桐箱に収納します。

ファイルボックス仕様

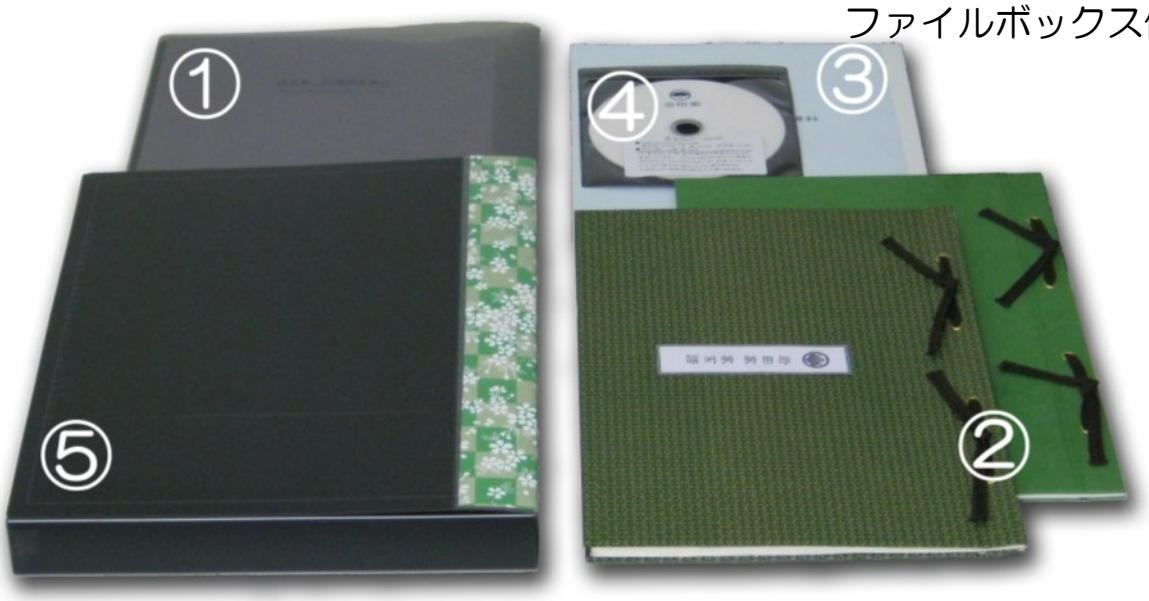

桐箱仕様

ご依頼の家系　と　作成する家系図セットの数

父方祖父の家系、父方祖母の家系、母方祖父の家系、母方祖母の家系において

●　単家系ご依頼の場合は、家系図セット１部を作成します。

●【父方祖父の家系と父方祖母の家系】、又は【母方祖父の家系と母方祖母の家系】の２家系をご依頼の場合は、【父方祖父母の家系】で家系図セット１部、【母方祖父母の家系】で家系図セット１部を作成します。

●　父方祖父の家系と母方祖父の家系の２家系をご依頼の場合は、父方祖父の家系で家系図セット１部、母方祖父の家系で家系図セット１部を作成します。

●　４家系すべてご依頼の場合は、【父方祖父母の家系】、【母方祖父母の家系】で家系図セットは各１部となります。

依頼家系と家系図セット数の関係

家系数 / 家系	1家系				2家系			3家系		4家系
父方祖父	○				○		○	○	○	○
父方祖母		○			○			○		○
母方祖父			○			○	○	○	○	○
母方祖母				○		○			○	○
家系図セット数	1セット 写真はファイル仕様 ファイル仕様、桐箱仕様は選択できます。						2セット 写真は桐箱仕様 ファイル仕様、桐箱仕様は選択できます。			

４．家系図の表装和紙は選択できます。

【系図＋年表】と【系譜】は別々に製本しますので、それぞれ異なる柄でコーディネートしていただけます。

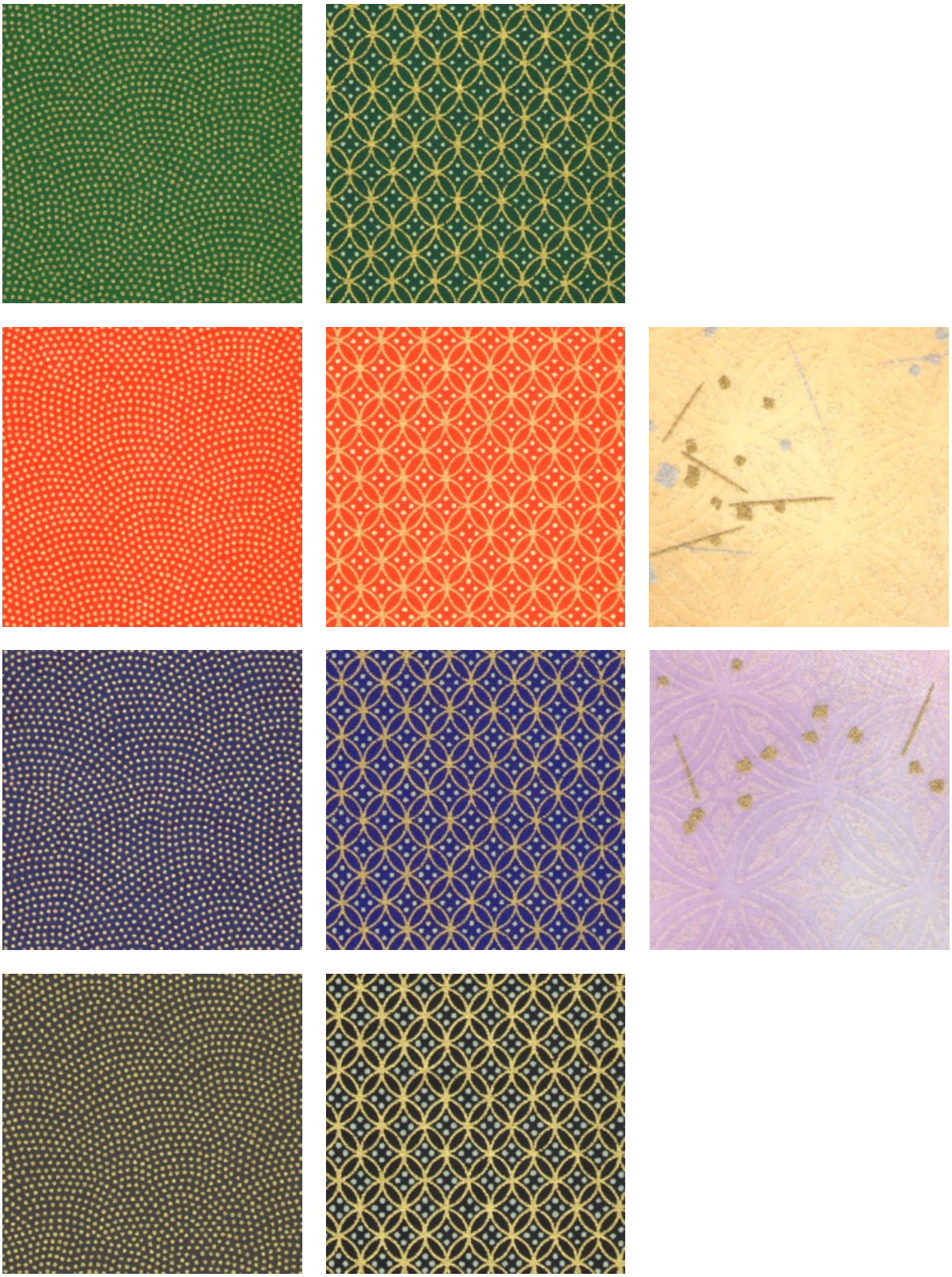

５．家系図セット作成料金プランをご提案します。

家系は依頼者毎に異なり、戸籍調査が終了しないとどのような家系図ができるか判りません。　各家系により戸籍の取得通数やご先祖の情報量が異なりますので、一律に価格設定することは不公平となり、適正な料金設定とは言えません。　当スタジオでは、家系図セット作成料金の下限額と上限額を設定しており、戸籍調査終了後に戸籍の取得通数や判明したご先祖の情報量に応じて、設定した料金の範囲内において見積価格を提示する家系図セット作成プランをご提案し、依頼者の希望をお聞きした上で、料金を決定いたします。

６．戸籍が思うように取得できず、ご先祖の情報量が少ない場合には、家系図作成をキャンセルすることができます。

家系図作成をキャンセルされる場合は、戸籍調査料金（戸籍謄本取得通数　×　３，０００円）をお支払いいただき、取得した戸籍謄本を透明ファイルブックに収納して発送します。（料金振込手数料、送料はご負担ください。）

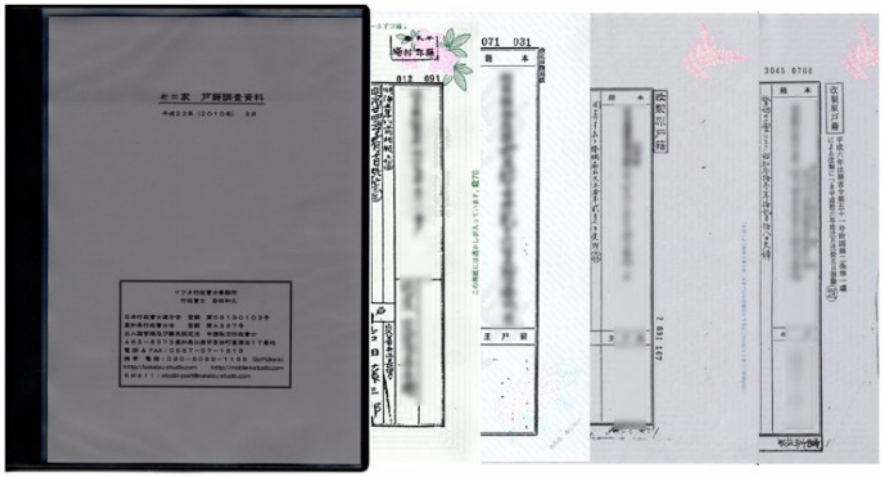

７．家系図の複製を依頼することができます。

還暦祝いやご先祖の法要などの贈り物として、また、ご兄弟で共同購入するなどの場合に活用いただけるよう家系図の複製依頼を受けております。

※　家系図セットの複製は、ご依頼の家系図セットの家系図アイテムと同じものを複製するものですが、家系図セットの家系図と異なる表装紙を選択できます。

家系図セットＡの家系図
１家系につき　１５，０００円
家系図セットＢの家系図
１家系につき　１２，５００円
家系図セットＣの家系図
１家系につき　１０，０００円

家系図セット作成料金

料金設定は固定ではなく下限額と上限額を設定しております。

家系図セット作成料金は、依頼者が昭和５０年以前の出生者の場合の料金です。

依頼者が昭和５１年以降の出生者の場合は応談となります。

お問い合わせにて出生年をお知らせ下さい。

作成する家系図アイテムに応じ、Ａ・Ｂ・Ｃの３つのプランをご用意しております。

戸籍は各役所所管の戸籍について請求してみなければどこまでさかのぼれるか判らない為、最もさかのぼって取得可能な明治１９年式戸籍まで取得できないなど十分な戸籍が取得できない場合もあります。　よって、家系図を作成する場合、一律に料金設定することは公平性に欠け、適正な料金とはならない場合がありますので、料金設定は固定ではなく下限額と上限額を設定しております。

戸籍の取得通数や判明したご先祖の情報量に応じて設定した料金の範囲内において見積価格をご提案し、依頼者の希望をお聞きした上で料金を決定いたします。　上限額以上を請求することはありません。

■　家系図セットＡ　作成料金　１家系　７０，０００円　～　１００，０００円

１家系について、戸籍調査料金、家系図セット作成料金、１箇所への送料を含む料金です。　作成する家系図アイテムは、系図・系譜・年表を作成・製本し、戸籍調査ファイル等と共にファイルボックス又は桐箱に収納します。

■　家系図セットＢ　作成料金　１家系　６０，０００円　～　９０，０００円

１家系について、戸籍調査料金、家系図セット作成料金、１箇所への送料を含む料金です。　作成する家系図アイテムは、系図・系譜を作成・製本し、戸籍調査ファイル等と共にファイルボックス又は桐箱に収納します。

■　家系図セットＣ　作成料金　１家系　４０，０００円　～　７０，０００円

１家系について、戸籍調査料金、家系図セット作成料金、１箇所への送料を含む料金です。　作成する家系図アイテムは、系図を作成・製本し、戸籍調査ファイル等と共にファイルボックス又は桐箱に収納します。

■　複数家系をご依頼の場合

複数家系ご依頼の特典として個々の家系の系図の他に、ご依頼家系すべてのご先祖を記載した親族家系図を作成いたします。

戸籍調査について

■戸籍謄本等収集の時間的限界

戸籍には保管期間があり、さかのぼれる戸籍には限界があります。　戸籍は戸籍に書かれている人が結婚したり死亡したりしてすべての人が抜けると除籍謄本という扱いになり、その保管期間が定められています。　従来は８０年と定められていましたが、平成２２年６月１日　戸籍法施行規則改正により１５０年に変更されました。　　戸籍の廃棄については、個々の役所により取扱が異なり、保管期間が過ぎていても廃棄しないですべて残している役所があります。　（当職のご先祖の戸籍がある役所８カ所では4カ所がすべて残っている役所でした。）

すべて残っている役所で、最もさかのぼって明治１９年式戸籍（明治１９年１０月１６日～明治３１年7月１５日までに編成された戸籍）まで入手できる場合には、幕末期の西暦１８００年前半（明治は１８６８年から）に出生したご先祖までさかのぼることができます。ここまでが戸籍によりさかのぼれる限界となります。

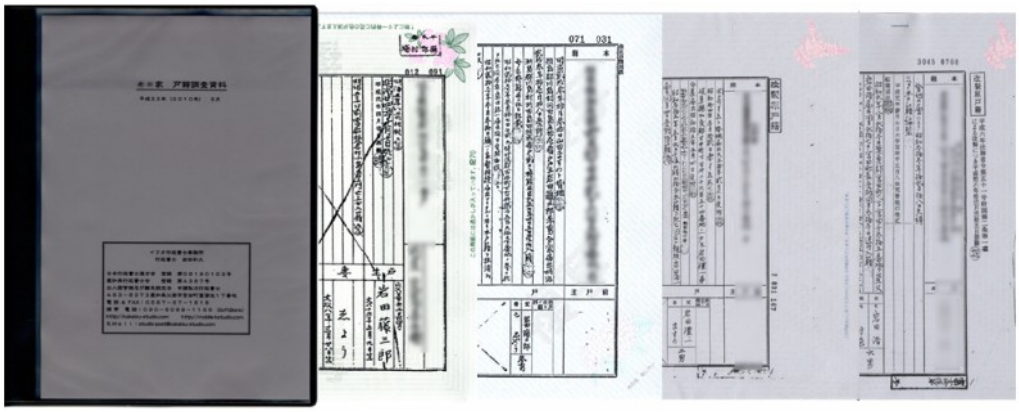

■戸籍謄本等収集の法的限界

行政書士が家系図作成を受任し戸籍謄本等を取得する場合、依頼者からの委任状を受けて戸籍謄本等を収集しますが、戸籍謄本等の収集には法的な限界があります。　戸籍謄本等の交付が受けられる人は「戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属、直系卑属」と戸籍法に規定されています。　よって、委任する人が取得できる範囲の戸籍謄本等しか取得できません。　戦前の戸籍制度では、家を単位として戸籍が作られていた為、兄弟姉妹やその子（おい、めい）などの記載があり、それらの方々については出生年月日は知ることができますが、分家や婚姻により取得した戸籍から除かれた以降は知ることができず、死亡年月日は判明しないことがあります。　また、明治５年式戸籍（俗に壬申戸籍という）は、身分差別を登録したものとして公開が禁止されていて入手できません。

行政書士の守秘義務、戸籍法について

行政書士法　（抜粋）

第１２条　（秘密を守る義務）　行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

第１９条の３　（行政書士の使用人等の秘密を守る義務）　行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

第２２条　第１２条又は第１９条の３の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法の施行に伴う戸籍の取扱

個人情報保護法の施行を受けて、戸籍を原則非公開にし、本人、親族、公務員及び有資格者（弁護士、司法書士、行政書士等）の職務上請求以外に、謄本・抄本・記載事項証明書を請求できないようにする法改正を実施。

戸籍法（抜粋）

第１０条（一部省略、一部改編）　戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍謄本等）の交付の請求をすることができる。